

水道料金改定（案）に関する市民説明会でいただいたご意見・ご質問と 市の回答・考え方（要約）について

水道料金改定（案）について市民説明会を開催しました。その中で寄せられたご意見・ご質問と、それに対する市の考え方等について、以下のとおり紹介します。

なお、ご意見等や市の考え方については類似のものをまとめ、内容を要約したものとしていますのでご了承ください。

1 市民説明会の開催状況（参加者合計 87名）

開催日	会場	参加者数
2021年11月1日（月）	出石振興局 2階大会議室	3名
11月2日（火）	城崎市民センター 2階大会議室	11名
11月8日（月）	日高地区コミュニティーセンター 多目的ホール	11名
11月9日（火）	但東市民センター 2階ホール	32名
11月10日（水）	竹野振興局 大会議室	19名
11月11日（木）	豊岡市役所 2階大会議室	11名

2 市民説明会で寄せられたご意見・ご質問と、それに対する市の考え方等（要約）

No.	ご意見・ご質問	市の回答・考え方
1	4月1日からの値上げは決定なのか。	現時点では、来年4月1日から値上げをお願いしたいと考えています。12月に市議会で審議いただき、決定されれば、4月1日からの使用分について新料金が適用されます。
2	なぜ、水をたくさん使うと高くなるような料金設定になっているのか。たくさん使って安くなるのであれば理解できるが。	現在の「逓増型従量料金」は、過去の急激な人口増加、高度経済成長の時代に、大口需要者の使用水量の抑制を図り、水需要が施設能力を上回ることを防ぐこと等を目的として全国的に導入された料金体系ですが、現在、人口減少等の要因により水需要が減少する中、導入当初の意義が薄れています。また、従量料金は、「1㎡当たりの単価を水使用の多寡にかかわらず均一」とすれば公平性を確保できるという考えがありますが、逓増型従量料金では大口需要者の負担の度合いが大きくなります。そのため、逓増型従量料金そのものの見直しを検討する必要があると考えていますが、大幅な見直しは使用者の方への影響が大きくなりますので、今回は単価差の大きい10㎡までの区分を中心に、30㎡までの区分の単価を引き上げることで、区分ごとの単価差を小さくし、負担の公平性を図りたいと考えています。
3	逓増型従量料金の見直しについて、今回の料金改定では、31㎡以上の区分は料金が変わっていない。使用水量の多い方については、管も大きいものを使わないといけない。この方のために施設を大きくしているわけであり、これまでの逓増型の考え方が妥当だと思っている。	

No.	ご意見・ご質問	市の回答・考え方
4	<p>従量料金の31m³以上のところが値上げなしとなっているが、ここを値上げしなかった理由は何か。</p>	<p>今回の改定案では、一番低い区分の単価の上げ幅を大きくし、30m³までの区分の単価を少し上げることで、段階的に単価が上がる度合いをなだらかにしています。なお、31m³以上使った場合は値上げがないのではなく、例えば50m³使っている方も、計算上は1～10m³までの使用分はその区分の単価で、11～20m³までの使用分はその区分の単価でというように、各区分で計算しての合計となるので、31m³以上お使いの方も、30m³までの値上げ部分について同じ額の負担増となります。</p>
5	<p>基本料金の考え方について、その割合を、これまでの4分の1から3分の1にするとされている。確かに水道事業会計が厳しいということは分かるが、基本料金を50%程度値上げするという点について、疑問がある。市民も苦しい。</p>	<p>近年、水道料金のうち、水の使用量に応じてお願いする「従量料金」の収入は水需要の減少傾向にあわせて減少していますが、水の使用量にかかわらず一定額をお願いする「基本料金」の収入はほぼ安定しています。</p> <p>従量料金と基本料金の設定の考え方として、水道料金で賄う必要のある費用の性質にあわせ、水の使用量に応じて変動する費用は従量料金、固定的に発生する費用は基本料金とする考え方がありますが、水道事業は固定的費用が9割以上を占めており、そのすべてを基本料金とすると、基本料金が著しく高くなってしまいます。そこまではできませんが、水道事業もより安定的な経営を目指す必要があり、それが将来のさらなる値上げの抑制にもつながることから、料金収入に占める基本料金収入の割合を、現行の4分の1程度を3分の1程度となるよう設定しています。基本料金収入の割合が3分の1程度に変わりますので、基本料金の改定率が高くなり、約50%程度となっています。一般家庭で一番多く使われているメーター口径13mmで1か月20m³の水を使った場合、従量料金・基本料金合計で1か月572円、改定率でいうと約21.3%の値上げとなります。</p>
6	<p>平均17.3%の値上げということだが、少量、10m³、20m³の使用については、かなり大きな値上げの率になる。そのあたりを説明いただきたい。</p>	<p>平均改定率は、使用者全員の料金の合計で計算した場合の改定率なので、使用者の方個々の改定率は、その方の水の使い方によって変わってきます。例えば、メーター口径13mmで1か月30m³使用の場合は15.4%の値上げとなり、平均改定率より少し低くなります。</p>

No.	ご意見・ご質問	市の回答・考え方
7	今は市民が苦しんでいる状況であり、値上げ率が大きいと思う。	安心安全な水道の維持のため、この5年間に必要な料金収入を算定した結果です。なにとぞご理解いただきますようお願いいたします。
8	17.3%はかなりの値上げ率だが、どこまで先を見据えた値上げなのか。5年後にまた値上げになるのか。	今回は2022～2026年度の5年間に必要な料金を算定しており、10年後、20年後を見据えた料金ということではありません。次の5年間（2027～2031年度）は2026年度に改めて検討します。
9	人口減少が進むと使用水量も減っていく。また、料金が値上げされれば、当然、各家庭で節水が進むと思うが、そうなると5年後にはまた料金が値上げされることになるのではないのか。	人口減少や節水などにより水需要の減少が進むと料金収入が減少し、水道事業の経営は厳しくなります。減少の程度によりますが、5年後にも値上げをお願いすることになる可能性はあります。 長期的には、施設の更新時に水需要の減少を考慮してダウンサイジングするなど、経費削減に努めることで、値上げをお願いする場合でも値上げ幅をできるだけ小さくしたいと考えています。
10	企業会計で、一般会計からの繰入れは違法なのか。一般会計からの繰入れはできないという解釈でいいのか。	一般会計からの繰入れは違法ではありません。 国の繰出基準に基づいて、一般会計が負担すべき経費を繰り入れています。例えば、消火栓に要する経費などがあります。
11	水は市民生活に欠かせないものであり、他のことを差し置いても税金を投入する場面がくるのではないかと思うが、そのような考え方はできないのか。	市の一般行政活動は、そのサービスの効果が社会全体で享受されますので、それに要する経費は税で賄うことが基本となります。しかし、水道事業が提供するサービスは、サービスの効果が使用者にほぼ限定され、その受益の程度は、使用水量などによって容易に特定ができます。このようなサービスに税金を投入して、サービスの受益の有無や大小に関係なく市民の皆様には負担を求めることは公平とは言えません。公平性の観点から、事業に要する経費は受益者負担の原則に基づいて、原則、水を使っていた方からの水道料金で賄うべきということが地方公営企業法にも定められているように、一部の例外を除いて、税金の投入は予定されていません。
12	一般会計からの繰入金を増やして、値上げを抑えることができるのではないのか。	
13	一般会計からの繰入金には、従量料金の「一般」以外の用途（公衆浴場、豊岡中核工業団地、城崎町湯島財産区営浴場）の一般用途との差額も含まれているのか。	一般用途以外の用途（公衆浴場、豊岡中核工業団地、城崎町湯島財産区営浴場）は、過去の経緯等を踏まえ、市の政策として一般用途と異なる従量料金としているため、一般用途との差額を一般会計から繰り入れています。

No.	ご意見・ご質問	市の回答・考え方
14	<p>2020年度の決算では黒字となっている。この生活が苦しい時に、今、値上げる必要はないのではないか。先のことより、今が大事だ。今回の値上げの考え方が市民には理解しにくい。</p>	<p>今回の算定期間である2022～2026年度の見通しでも、概ね利益（黒字）が発生する見込みとしています。しかし、水道事業の収入の中には、「長期前受金戻入」という現金が入ってこない収入があり、この長期前受金戻入が無ければ、計算上はマイナスになります。</p> <p>値上げしない場合は、将来の施設更新のために積み立てておくべき資金がどんどん減っていき、概ね10年後には現金が枯渇する見込みとなっています。このままでは将来の施設更新の際に資金が不足するため、その財源の多くを再度借金に頼る必要があります、いつまで経っても借金依存体質が解消されず、将来の世代に負担を先送りすることになります。</p> <p>将来の世代の負担を少しずつでも減らしていくために、今のうちに少しでも手を打っておく必要があります。</p>
15	<p>企業債について、類似団体と比べてものがすごく多いのはなぜか。ここ10年ぐらいは結構なペースで返済しているのに、まだこれだけの未償還残高があるのはなぜか。</p>	<p>企業債が多い理由として、合併前の1市5町は人口密度が低いところが多く、そのような地域では水道を整備するために必要な施設や管も多くなり、建設工事に多額の借金をする必要があったということがあります。</p> <p>現在の企業債の残高には、合併前に借り入れたものが半分程度残っています。なお、企業債は原則として借入時に設定した年数で返済する必要がありますので、なかなか減らないという状況です。</p>
16	<p>市民の目から見て、経費削減していると思えるような施策がないような気がする。例えば、メーターの検針を、2か月に1回のところを3か月に1回にしてもいいのでは。そうすれば、年間700万円から1,000万円ぐらい削減できると思う。なぜ、そういう分かりやすい施策が実現されないのか。3か月に1回にすると、冬場の積雪が多いときの検針を避けることができ、メリットもあると思う。</p>	<p>経費削減については、大きな効果がある人件費の削減は既に行っており、施設の統廃合についても、既の実施したものや、進行中、検討中のものもあります。今後は、効果の小さいものを積み重ねていきながら、他に大きな効果が期待できる施策がないか検討していきたいと考えています。</p> <p>メーター検針については、3カ月、4カ月に1回とすれば経費が少なくなりますが、短い期間で検針したほうが実際の使用に即した料金の計算ができることや、検針員による漏水の早期発見も期待できるなど、経費面ではない部分のメリットがあると考えていますので、今のところは現在の検針サイクルを変える予定はありません。</p>

No.	ご意見・ご質問	市の回答・考え方
17	<p>料金が値上げされてもきちんと払っていく人への公平性の確保のため、払えるのに払わないという滞納者に対しては給水停止のような強い措置もやっていかないといけないと思うが現状はどうか。また、料金の回収率は良くなっているのか。</p>	<p>料金の徴収業務は2010年度から民間に業務を委託し、市と委託業者で連携して進めています。</p> <p>滞納者に対する給水停止は、2020年度はコロナの影響を考慮して例年よりも少ないですが、約1,000件の予告を通知し、100件以上執行しています。</p> <p>また、料金の回収率も高い水準を維持しています。コロナの影響を受けつつも、2020年度に発生した料金の回収率は約99.5%となっています。</p>
18	<p>一般市民にとっては、説明いただいた内容は難しすぎて、一度で頭に入らない。この説明会でいただいた資料も概要版だけで、この会場で見た内容はホームページを見てください、と言われるが、パソコンとか使えない人はホームページを見ることはできない。せめて、この資料を全市民に配布していただきたい。パブリックコメントについても、11月1日から15日と、たった2週間ぐらいで、本来であれば、この説明会が終わってから皆さんにパブリックコメントを募集するのではないかと思う。</p>	<p>資料については確定した料金ではないため、市民の皆様全員にお配りすることはご容赦願います。</p> <p>パブリックコメントについては、ホームページを見ることができない場合でも、各振興局や本庁にも紙ベースの資料を用意しています。ネット環境についても、市役所等の公共施設で見いただくことも可能です。</p> <p>限られた期間の中での対応ですので、ご理解をお願いいたします。</p>
19	<p>国から民間資金、民間活力の導入を進められ、全国的に検討しているところ、実施を決めているところもある。豊岡市は管路更新など、民間活力の導入について検討しているのか。</p>	<p>民間活力の導入については、料金賦課徴収業務や施設の運転管理・点検業務など、順次行っていますが、管路更新については今のところ検討していませんが、老朽化診断については検討を進めています。</p> <p>水道事業そのものの民営化については、安全安心な水道の維持が可能なのか、不透明な部分が多いことから、現時点では行わない方針です。</p>
20	<p>共同購入を実施しているとのことだが、淡路や西播磨など、事業自体を広域化しているところがある。広域化についてはどのように考えているのか。</p>	<p>広域連携については、兵庫県下各市町で検討を行っています。豊岡市は但馬ブロックになりますが、現在、ブロック内各市町とも事業自体を広域化という考えはありません。また、広大な面積の但馬はハード面での連携は困難であり、事務等のソフト面での連携で経費削減できないかを検討しています。</p>